

令和6年度国民健康保険料率

下表に基づき令和6年度保険料を算出します。

区分	所得割率 (被保険者単位)	均等割額 (円) (被保険者単位)	平等割額 (円) (世帯単位)	賦課限度額 (円)
基礎賦課額 (医療分)	7.10%	27,100	19,400	650,000
後期高齢者支援金 (支援分)	2.69%	10,600	7,400	240,000
介護納付金 (介護分) (40歳以上65歳未満)	2.31%	10,400	5,000	170,000
合計	12.10%	48,100	31,800	1,060,000
介護分除く (40歳未満・65歳以上)	9.79%	37,700	26,800	890,000

年間保険料の算出方法

①所得割額：被保険者単位で計算します。

基準総所得金額×所得割率

基準総所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除）

②均等割額：被保険者単位で計算します。未就学児については2分の1に減額されます。

③平等割額：世帯単位で計算します。

①＋②＋③＝年間保険料額

令和6年度法定軽減表

世帯主及び被保険者の総所得金額の合計が、軽減判定所得基準額計算式により算出した値以下の場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。未就学児の均等割額についてはさらに2分の1減額されます。

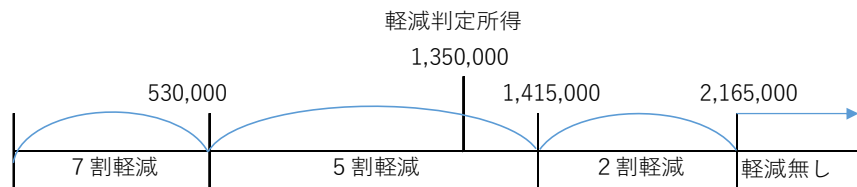
軽減される割合	軽減判定所得基準額計算式
2割	43万円＋54.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
5割	43万円＋29.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
7割	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）

給与所得者等の数＝納付義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者（収入金額が55万円を超える者に限る）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるものに限る。65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者に限る。また、給与所得を有する者を除く。）の合計数をいいます。

- ・軽減判定に用いる所得は、税申告上の所得とは算出方法が異なります。
- ・軽減判定の基準となる所得には擬制世帯主の所得も含まれます。
（擬制世帯主とは、国民健康保険の被保険者ではない世帯主のことです。）
- ・専従者給与、土地売買の特別控除等は必要経費と認めません。（控除前の所得で計算します。）
- ・65歳以上の方の軽減判定用所得を計算するときは年金所得から15万円減額します。

世帯主または被保険者に所得未申告の方がいる場合は、軽減の対象外となります。

例) 被保険者が3人【A(45歳) : 給与収入160万円、B(70歳) : 年金収入155万円、C(5歳) : 収入無し】の場合	
世帯の所得	150万円 内訳 (A: 給与所得105万円、B: 公的年金等の雑所得45万円)
軽減判定所得	135万円 内訳 (A: 給与所得105万円、B: 公的年金等の雑所得30万円)
軽減される割合	軽減判定所得基準額
2割	$430,000 + 545,000 \times 3 + 100,000 \times (2-1) = 2,165,000$
5割	$430,000 + 295,000 \times 3 + 100,000 \times (2-1) = 1,415,000$
7割	$430,000 + 100,000 \times (2-1) = 530,000$
軽減される割合	5割



基礎賦課額 (医療分)

		計算式
A	所得割	$(1,050,000 \text{ (総所得金額等)} - 430,000 \text{ (基礎控除)}) \times 7.10\% = 44,020 \text{円}$
B	所得割	$(450,000 \text{ (総所得金額等)} - 430,000 \text{ (基礎控除)}) \times 7.10\% = 1,420 \text{円}$
C	所得割	なし
A	均等割	$27,100 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 13,550 \text{円}$
B	均等割	$27,100 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 13,550 \text{円}$
C	均等割	$27,100 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} \times 0.5 \text{ (未就学児に対する減額)} = 6,775 \text{円}$
世帯単位	平等割	$19,400 \text{円} \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 9,700 \text{円}$
		計: 89,105円
		改め: 89,100円 (100円未満切捨て) (a)

後期高齢者支援金

		計算式
A	所得割	$(1,050,000 \text{ (総所得金額等)} - 430,000 \text{ (基礎控除)}) \times 2.69\% = 16,678 \text{円}$
B	所得割	$(450,000 \text{ (総所得金額等)} - 430,000 \text{ (基礎控除)}) \times 2.69\% = 538 \text{円}$
C	所得割	なし
A	均等割	$10,600 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 5,300 \text{円}$
B	均等割	$10,600 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 5,300 \text{円}$
C	均等割	$10,600 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} \times 0.5 \text{ (未就学児に対する減額)} = 2,650 \text{円}$
世帯単位	平等割	$7,400 \text{円} \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 3,700 \text{円}$
		計: 34,166円
		改め: 34,100円 (100円未満切捨て) (b)

介護納付金 (40歳以上65歳未満)

		計算式
A	所得割	$(1,050,000 \text{ (総所得金額等)} - 430,000 \text{ (基礎控除)}) \times 2.31\% = 14,322 \text{円}$
B	所得割	なし
C	所得割	なし
A	均等割	$10,400 \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 5,200 \text{円}$
B	均等割	なし
C	均等割	なし
世帯単位	平等割	$5,000 \text{円} \times (1-0.5) \text{ (軽減割合)} = 2,500 \text{円} \dots \text{㉑}$
		計: 22,022円
		改め: 22,000円 (100円未満切捨て) (c)

年間保険料: 145,200円 (= (a) + (b) + (c))